

# 完成用部品の定義の確認について

# 完成用部品の定義について

義肢・装具・座位保持装置については、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」において、

「アの基本工作法により、エ(製作要素価格)及びオ(完成用部品)よりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること」

とされており、製作要素価格から材料を、完成用部品からは部品を選択することとなっており、部品に完成品は含まれない。

上記を踏まえ、前回の検討会では、完成用部品の定義を以下のとおり確認した。

【第62回補装具評価検討会資料より】

「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」に定められた義肢・装具・座位保持装置をオーダーメイドにより製作・完成させるための部品とし、レディメイド装具を含めない。

ポイントを整理すると以下のとおりである。

## ポイント

以下のものは完成用部品とは認められない。

- ① レディメイド装具(既製品装具)
- ② 採型した陰性モデル及び採寸値等を用いて製作されるもの(製作要素)

前回の検討会では、レディメイド装具の対応として以下のとおり確認した。

【第62回補装具評価検討会資料より】

- 完成用部品のリストの中で、レディメイド装具に該当するものについては、削除してはどうか。具体的な品目については、次回検討会にて、抽出の上、議論することとする。
- ただし、次回の告示改正までの間の経過措置として、既に完成用部品に収載されているものについては、完成用部品としての継続申請を認めることとする。

以上を踏まえ、審査方針(案)として、以下のとおりとしてはどうか。

【審査方針(案)】

- レディメイド装具については、完成用部品として削除するものの、レディメイド装具の修理用部品については完成用部品に該当するため、引き続き完成用部品とする
- レディメイド装具については、次回告示改正までの間の経過措置として、既収載のものに限り、今年度も継続申請を認める。

→ 議題(3)で対象物品等についての議論をおこなう

### 【現状】

- 完成用部品に収載されている中に、オーダーメイドで付属品を製作する「いわゆる外注品」が含まれている。
- 付属品等をオーダーメイドで製作するための価格が製作要素価格であり、完成用部品は付属品を製作するものではない。
- 完成用部品として申請された価格が製作要素価格を上回っているものもある。

以上を踏まえ、審査方針(案)として、以下のとおりとしてはどうか。

### 【審査方針(案)】

- 完成用部品のリストの中で、「採寸値及び採型モデル等を用いて任意の材料を用いて製作されるもの」(以下、外注品)に該当するものについては、申請者に完成用部品の定義を周知し、レディメイド装具同様に完成用部品から削除してはどうか。
- また、レディメイド装具同様に、次回の告示改正までの間の経過措置として、既に完成用部品に収載されているものについては、継続申請を認めることとするとしてはどうか。

――→ 議題(4)で議論を行う